

保護者の皆様へ

堺市立福泉南学校
堺市教育委員会

学校における携帯電話の取扱い等について

携帯電話は大変便利な道具ですが、こどもがトラブルに巻き込まれる原因となることも指摘されており、また、現時点では、小中学校における教育活動に直接必要のない物です。

文部科学省は、小中学校への児童生徒の携帯電話の持込みについて、原則禁止とするべきであるが、中学校については、学校と生徒・保護者との間で一定の条件について合意がなされた場合に限り、持込みを認めるべきであることを示しました。

このことを踏まえ、堺市教育委員会では、児童生徒の携帯電話の持込みを原則禁止とし、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない事情がある場合には、これまでどおり個別の状況に応じた対応を行うこととします。（*保護者の責任のもと個別の対応が必要な場合は、同意確認書の提出が必要です。必要な場合は、担任へ申し出てください。）

児童生徒が、携帯電話の使い方に関する正しいルールやマナーを身につけるためには、家庭と学校が同じ方針で取り組む必要があります。

学校では、携帯電話の使い方について、こどもたち自身に考えさせながら指導してまいります。家庭でも携帯電話の必要性や使い方について、お子様としっかりと話し合ってください。別添資料1「保護者が正しく知っておきたい4つの大切なポイント」をご活用ください。

保護者の責任について

- ① 携帯電話をこどもに持たせるかどうかについては、保護者がその利便性や危険性について十分理解した上で、各家庭において必要性を判断するものです。
- ② こどもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持って、使用方法や使用時間等の管理や使用に伴う危険やトラブル等への対応を行う必要があります。
- ③ 学校への持込みが認められた場合（同意確認書の提出が必要）においても、学校が示すルールに同意し、そのルールをこどもに確認して保護者の責任のもとで守らせる必要があります。
- ④ 携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。

こどもに携帯電話を持たせる場合は、以上のこと、同意確認書の内容をご家庭で確認、約束し、学校に伝えてください。